## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について

令和2年2月25日に政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定したことを受け、2月26日に第2回柏市新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市の対応方針等についての見直しを行うと共に、各部署の現在の対応等の共有を実施しました。現状を踏まえ、当面の間の職員の感染症対策及び市の感染症対策を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

令和2年2月25日に政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が決定 し、感染症拡大防止において、極めて重要な時期となっている。そのため、当面の 間、市及び職員がそれぞれできることを積極的に実践するものとする。

## 1 職員の感染症対策

- (1) 職員とその家族等
  - ①風邪や発熱などの軽い症状が出た場合

外出をせず、自宅で療養する。ただし、以下のような場合には、直ちに都道 府県に設置されている(居住地を管轄する)「帰国者・接触者相談センター」 に相談する。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。)。
- ・強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)等がある。
- ※ 高齢者、基礎疾患等がある場合は、上の状態が2日程度続く場合
- ②風邪症状がみられる場合は休暇取得に努め、やむを得ず外出する場合は、マスクを着用する。
- ③風邪症状がみられない場合においても、感染リスクのおそれがある(イベント,通勤等、陽性者と同一空間に滞在したおそれがある)ことなどから適切な相談をせずに、医療機関を受診することを避ける。

## (2) 行動の見直し

それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触 (互いに手を伸ばしたら届く距離)が、会話などで一定時間以上続き、多くの 人々との間で交わされるような場所(イベント、宴席等)に行くことを避ける など、不要不急の外出は当面の間控える。

(3) 手洗い、咳エチケット等の徹底

## 2 市の感染症対策

(1) 業務が滞ることによる市民生活への影響を最小限に抑えるよう、各所属にお

- いて情報収集及び危機管理を徹底する。
- (2) 各所属において所属職員の健康管理と体調確認を徹底する。
- (3) 市の活動の特徴を踏まえ、イベントの中止(第1回新型コロナウイルス対策本部会議決定済み)及び開催方法の変更、移動方法の分散、オンライン会議等、できる限りの工夫を講じる。
- (4) 市が後援する行事について、主催者に感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。
- (5) 正規職員(再任用職員を含み、技能労務職員を除く。)を対象に、通常の勤務時間を1時間を限度に前後にずらすことを時限的に実施する。
- (6) 窓口等市民対応職員を対象にマスクを配布する。